

# 湧別町立開盛小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年4月 策定  
(平成28年4月 一部改訂)  
(平成30年1月 一部改訂)  
(平成31年4月 一部改訂)  
(令和5年4月 一部改訂)

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、いつでも、どの学校でも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をもはらんでいる。

したがって本校では、家庭や地域社会と連携しながら、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを傍観者として見て見ぬ振りをすることが無いようすること。また、けんか等の交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育むことを目的として、国の「いじめ防止対策推進法」、「北海道いじめの防止等に関する条例」等に基づき、湧別町立開盛小学校「いじめ防止基本方針」を定める。

## 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。したがって、本校においてもこれをいじめの定義とする。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行うこととする。

### (2) 基本的な考え方

いじめは、どの児童にも、どの学校にも、起こり得る可能性があるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる、無視等の行為は「暴力を伴わないいじめ」であり、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する可能性がある。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、行われた者にとっては心に傷を残し、最悪の場合には生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。さらには「悪ふざけ」という名目で、加害側には他意はないように見えても、靴等の私物を隠す「いたずら」や内緒話等の「仲間はずれ」、他から見たらコミュニケーションの一種とも思いがちな「ひやかし」や「からかい」等も、被害者の学校での意欲を著しく害するものである。また、「けんか」

や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、被害性に着目することが必要である。

したがって、これらの事にも十分注意を払いながら、いじめの未然防止に重点を置き、万が一いじめが発生しそれを認知した際には、その対応に全職員の力を合わせて組織的に対応し、速やかにいじめを解消するために全力を期す。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するといった柔軟な対応も想定するが、こうした事案であっても「いじめ」に該当するものとして、校内いじめ対策委員会で情報共有して対応するようとする。

## 2 いじめの未然防止のための対策

### (1) 人権教育の充実

- ① いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されものではない」ことを、教育活動のあらゆる場を通じて指導し、確実に理解させる。
- ② 児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ③ 日常的な人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり・集団づくりに努める。

### (2) 道徳教育の充実

- ① 道徳科の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ② 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ③ 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳科の授業を実施する。
- ④ 児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れるこことによって自分自身の生活や行動を省み、いじめ抑止につなげる。

### (3) 体験教育の充実

- ① 児童が、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気付き、発見し、体得できるような経験を充実させる。
- ② 福祉体験やボランティア体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し教育活動に取り入れる。

### (4) 日常的な指導の充実

- ① 「いじめは人として決して許される行為ではない」ということを教職員全体で共有し、日常的に指導にあたる。
- ② 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会やコミュニケーション活動を重視した活動を充実させる。
- ③ 日常的に自己有用感や自己肯定感を育成する指導の充実に努める。

## (5) いじめを生まない環境の醸成

- ① 学校の教育活動全体を通じて、いじめを「しない」「させない」「許さない」集団作りに努める。
- ② 自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら課題を克服する力を育てる。
- ③ 不適切な認識や言動、態度が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う。

# 3 いじめの早期発見に向けて

## (1) 日常的な児童の観察

- ① 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がける。
- ② 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、児童がいるところには、いつも教職員がいる状態を目指す。
- ③ いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ④ 観察は、担任だけではなく「全職員で全校児童を観察する」という意識のもと、全ての教職員で、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ⑤ 日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

## (2) いじめ実態の把握のための調査アンケートの実施

- ① 道教委のいじめアンケート調査を6月と11月の年2回実施し、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かの判断をする。
- ② 日常の児童の様子から、調査が必要と思われる場合には臨時に本校独自の調査を実施する。

## (3) 教育相談（個別面談）等の実施

- ① 学級担任と児童による個別面談（教育相談）を通じ、学級担任による児童からの聴き取り調査を年2回、長期休業前に実施する。
- ② スクールカウンセラーと児童との面談を年2回行い、その情報を教職員と共有し、その後の指導に生かす。
- ③ 連絡帳や日記ノート等の活用により、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、早期発見と信頼関係の構築を図る。

## (4) 保護者や地域の方々との連携

- ① 授業参観や家庭教育学級、保護者研修会の開催、学校WEBページ、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ② PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ③ 学校全体が開かれた学校になるよう努め、小さな情報を保護者や地域の方々から日常的に得られるよう、コミュニケーションを図る。

## 4 いじめが発生した際の対応 ~問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応~

### (1) 正確な実態把握

- ① 当事者双方、周りの児童から、個々に聞き取り、時系列に沿って記録する。
- ② 教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- ③ いじめられていることを語りたがらない場合は、性急にならずに気持ちに寄り添い話を聞くことにより、正確な事実確認を行う。
- ④ いじめと感じていなかつたり、認めようとしなかつたりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。

### (2) 指導体制の構築、指導方針の決定

- ① 発見者から速やかに関係教職員に事実を報告、情報を共有し、事案を正確に把握する。
- ② 校内いじめ対策委員会を組織し、共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ③ 「早期対応」と「組織的対応」の認識に立ち、必要に応じて、全職員への周知を図り、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ④ 「様子を見よう」「悪ふざけ」「単なるけんか」という認識は行わない。
- ⑤ 教育委員会等、関係機関への報告・連絡を行う。

### (3) 児童への指導・支援

- ① 「いじめられている児童の側に立つ」ことを大前提にして指導に当たる。
- ② いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除くようにする。
- ③ 「いじめは絶対許されない」として、けんか両成敗的な指導はしない。
- ④ いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という意識を持たせる。

### (4) 保護者との連携

- ① いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ② 保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

### (5) 指導後の対応

- ① 被害児童・加害児童共に、継続的に観察・指導・支援を行う。
- ② 必要に応じてカウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
- ③ 被害児童及び加害児童の担任は、いじめの状況（日時や場所、児童の状況）、指導や対応の概要、いじめの背景等について、時系列で記録を文書でまとめ、生徒指導部ならびに教頭に提出。情報の共有化を図り、再発防止に努める。

## (6) いじめの「解消」の判断基準

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害児童と加害児童の関係修復等、他の事情も勘案して判断する。また、解消の見極めに当たっては、校内いじめ対策委員会や保護者の他、集団で判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。

ア 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（期間は少なくとも3か月を目安）。

イ さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

ア 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。

イ 被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

ウ 学校は、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたとき、またはその疑いがあると認めるとき。なお、重大な被害かどうかは、いじめを受けている児童の状況に着目して個別に判断することになるが、例えば、次のようなケースが想定される。

ア 児童が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、「相当の期間」については、不登校の定義では年間30日を目安としている。しかしこの方針では、そのような事態を避けるために定めたものであるため、ここでいう相当の期間とは、1週間（5日間）程度とする。ただし、児童が連続して欠席している場合には、上記の目安に関わらず、校長、校内いじめ対策委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

### (2) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして対応にあたる。

### (3) 重大事態発生時の対応

- ① ただちに、湧別町教育委員会へ事態発生について報告し、支援と協力を仰ぐ。
- ② その後、湧別町教育委員会と連携しながら、対応する。その際の体制は、校内いじめ対策会議のメンバーを中心に、全職員が一丸となって対応にあたる。
- ③ 必要に応じて、児童相談所、警察署等関係機関との連携を図る。
- ④ 対応の具体については個々の事例ごとに判断することになるが、原則として「いじめ防止対策推進法」、「北海道いじめの防止等に関する条例」等に基づき、迅速かつ適切な対応を行う。

## 6 いじめに対する校内体制

### (1) 認知以前、早期発見に向けた取組の段階

- ① 担任・生徒指導保健体育部を中心に、情報共有・意見交換。
- ② 些細なことでも職員間で話題にし、児童理解の共有化を図ると共に、校長（教頭）に報告。

### (2) いじめ認知後、対応段階

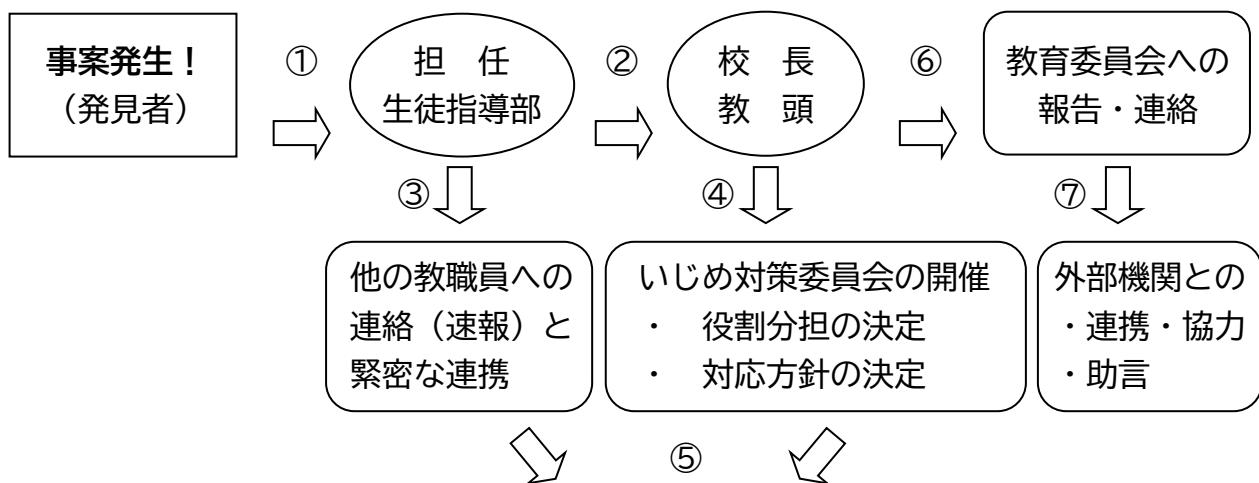
- ① 該当児童の担任、生徒指導保健体育部、教頭、校長による「校内いじめ対策委員会」にて対応。
- ② いじめ発生、対応の節目、いじめ解消等の段階で、その都度全職員への報告・周知。

### (3) いじめ発生が疑われる際の対応（原則）

- ① いじめは、児童にとって身体的・精神的な危機であることはもちろん、信頼される学校を目指す本校にとっても危機と言える。以下に述べる危機管理の留意点を参考に、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。
- ② 開盛小学校いじめ対応の原則（危機管理の「さしつせそ」より）
  - ・「さ」～最悪の事態を想定して
  - ・「し」～慎重に
  - ・「す」～素早く・速やかに
  - ・「せ」～誠意を持って
  - ・「そ」～組織的に対応

### (4) いじめ発生が疑われる際の対応フロー（基本形）

※ ここに記載したフローはあくまで一例であり、場合によっては連絡の順序や役割が異なる場合があったり、上記に記載した全てが行われない場合があったりする。



いじめ対策委員会で話し合い校長が決定した方針に基づく、迅速かつ組織的な対応

- |             |            |             |
|-------------|------------|-------------|
| ・加害者・被害者の特定 | ・事実の確認     | ・加害児童への指導   |
| ・被害児童への指導   | ・その他児童への指導 | ・保護者への対応・連絡 |
| ・外部への説明     | ・マスコミ対応    | ・原因究明       |
| ・再発防止策の策定   | ・児童の心のケア   | ・etc        |